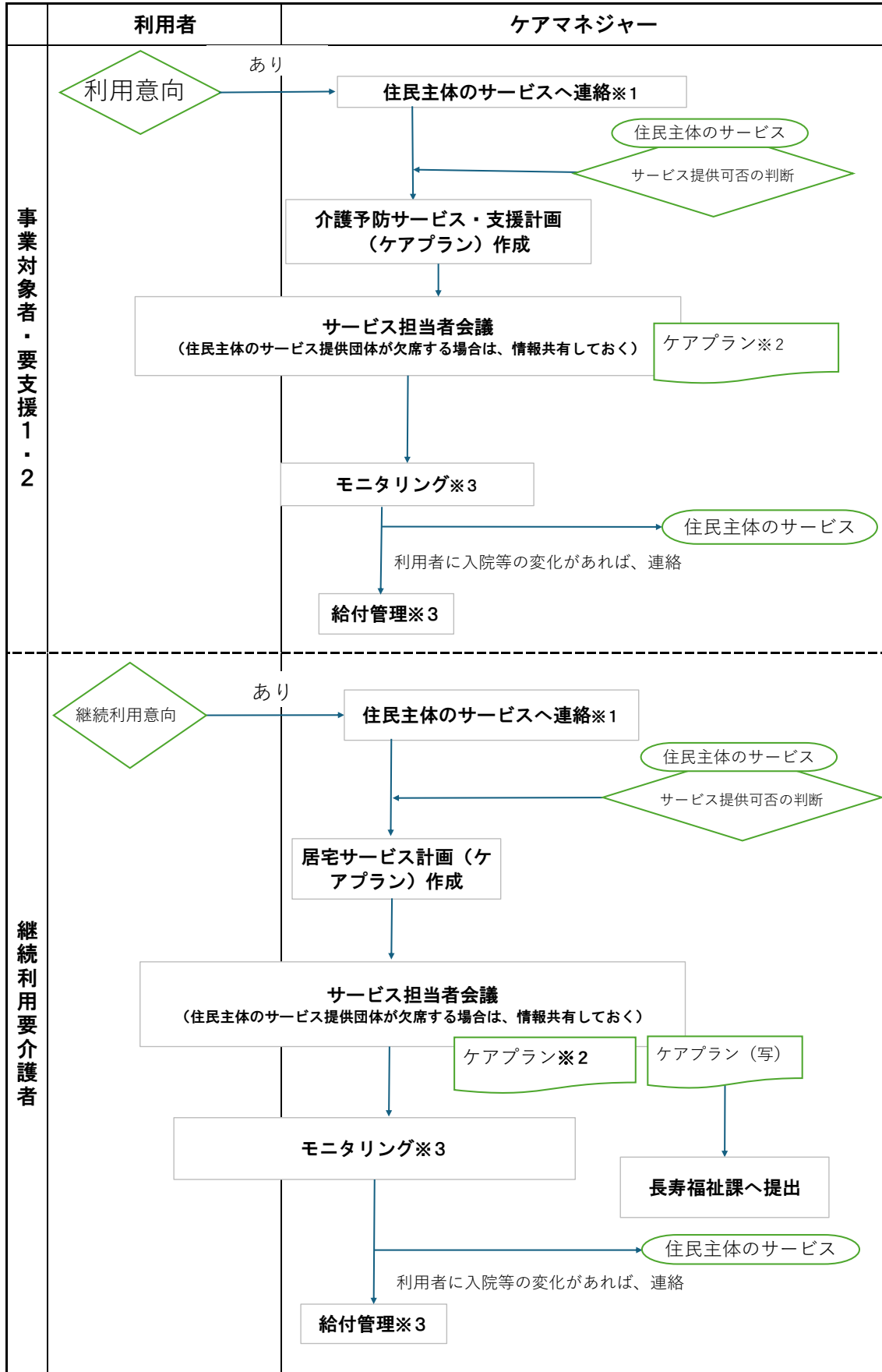


住民主体のサービス（訪問型サービスB・通所型サービスB）利用の流れ(ケアマネジャー向け)



※1 サービス利用の前に利用申込書及び利用変更申込書を住民主体のサービスへ提出する必要があります。

※2 住民主体のサービスへのケアプランの交付は不要です。

※3 住民主体のサービスのみを利用の場合はモニタリングは年1回、給付管理は初回のみとなります。